

文春新書  
1287

# 政治家の覚悟

菅 義偉

新総理の原点

緊急出版

私が実現する

官僚を動かせ

国民の  
「当たり前」を

パネル写し

はじめに  
「政治の空白」は許されない／政治家を志した原風景／メリハリの利いたコロナ対策／  
コロナ禍でもマーケットは安定／ポストコロナ時代に迫られるデジタル化／地方創生の  
切り札／待機児童数が最少に／国益を守る外交・危機管理

## 第一部 官僚を動かせ

### 第一章 政治家が方向性を示す

両面性を持つ官僚の習性／責任は全て取るという強い意志

### 第二章 自らの思いを政策に

地方分権改革推進法の成立／「ふるさと納税」制度の創設／頑強な地方応援プログラム  
／若手官僚を市町村へ派遣／税収を東京から地方へ／ICT分野での国際戦略／南米に  
デジタル放送日本方式の売り込み

### 第三章 決断し、責任を取る政治

朝鮮総連の固定資産税減免措置を見直し／拉致被害者救出のための新しい電波の獲得／  
拉致問題でNHKに命令放送／電気通信事業法初の立入検査／夕張市の財政破綻と地方  
財政健全化法の突貫工事／高金利の政府資金を繰上げ返済

### 第四章 国民目線の改革

年金記録問題を総務省で／家賃を年間一億円も節約した独立行政法人／首長の高額退職  
金と地方公務員の高給にメス／新型交付税制度の創設／大阪市高給天國の謎／首長の多  
選禁止への道筋／被災者の支援制度を使いやすく

### 第五章 マスコミの聖域にメス

データを捏造した「あるある大事典」／放送局へ雪隠／NHK受信料の義務化と二割削  
減／NHK会長を外部から起用へ

### 第六章 「伝家の宝刀」人事権

NHK担当課長を更迭／ノンキャリアを局長に抜擢／日本郵政総裁をめぐる人事

### 第七章 政務官でも仕事ができる

東京湾アクアラインETC割引の実現／港湾行政のワンストップサービス

### 第八章 議員立法で国会を活性化

万景峰号の入港を禁止する法律／「振り込め詐欺」を防止／外国人犯罪の一掃へ／原発  
事故調査委員会を国会に

出所:「政治家の覚悟」(菅義偉著、文春新書)

# 縁故人事の恐れ 霞が関役人は萎縮 官邸に課題言えず

安倍政権で何度も耳にした霞が関の「忖度」。森友・加計学園問題や検事長定年延長などで官僚の関与が問われたなかで「忖度しなかった」と言われる人がいる。元総務官僚の平嶋彰英さん。菅義偉官房長官肝いりのふるさと納税に異を唱え、左遷されたと言われる。ポスト安倍で「政と官」の関係は変わるのかを聞いた。

霞が関の外に身を置く今、安倍政権をどう絶賛しますか。  
「7年8カ月の長期政権となったのは、直前の民主党政権が中長期的な政策課題について枠組みを作っていた点が大きかったと言えます。安倍政権は、民主党政権に支えられた側面があるのです」  
——安倍晋三首相が「あの悪夢の……」と連呼してきた民主党政権に、ですか。

「その一例は、民主党政権末期の税・社会保障の一体改革です。野党だった自公両党と2012年に結んだ3党合意は、消費増税に遡るにつけました。当時、私は大臣官房審議官で、一体改革を担当し、3党の会合にも出席していました。自民党内は明らかに『消費増税は世間の評判が悪いから、民主党政権にやってもらおう』という空気があったのです。実際、消費増税で民主党は多くの離党者を生み、政権交代した。もし同じことを自民党がやれば、やはり党が割れるなど混乱したでしょう」

——民主党の「遺産」をうまく利用した、というのですか。  
「民主党政権の遺産は、アベノミクスの第一の矢である『機動的な財政政策』にも貢献しました。なぜ安倍政権はこれほどの財政拡大路線をとることができたのか。民主党が消費増税の方向性や東日本大震災の復興財源の枠組みを作り、日本の財政はひどいが、まだ何とかなる』という国際的な信用を得たことが、足がかりの一つになっていったのです」

——TPP（環太平洋経済連携協定）についても、同様のことと言えます。野田佳彦政権はすでに米國との事前協議に入っていました。農業団体を支持基盤とする自民党内には、TPPに反対・慎重な議員が多数いましたが、前政権のお膳立てで助けられました」  
——新型コロナ対策では後手が自立しましたか。  
「そのコロナ対策でも、緊急事態宣言を可能とする特別措置法、国民への10万円給付に活用された

マイナンバー制度を整備したのは民主党です。官僚支配打破を国民にアピールしていた民主党ですが、人事で意に付らぬ官僚を飛ばすようなことはほとんどなく、官僚からの問題点の指摘にも比較的耳を傾けていました」  
——平嶋さんは総務省の自治税務局長だった6年前、ふるさと納税を巡り官房長官に異を唱え、左遷されたと言われています。  
「ふるさと納税は総務相を務めた菅さんの肝いりで、08年に創設されました。その後の14年、官房長官となった菅さんから、自治体に寄付を上限額の倍増などを指示されました。ただ、自治体から寄付者への返礼品が高額化し、競争が過熱する懸念があった。私は総務省通知と法律で一定の歯止めをかける提案をしたが、菅さんは『通知のみでいい』とおっしゃいました」  
——その8カ月後に、自治大学校長に異例の転出となりました。「ごうした」異例人事は私だけではありません。だから、いまの霞が関はすっかり萎縮しています。官邸が進めようとする政策の問題点を指摘すれば、『官邸からいられる』『人事で飛ばされる』と多くの役人は恐怖を感じている。どの省庁も、政東の問題点や課題を官邸に上げようとしなくなっています」  
——官邸人事で「政と官」の関係が変わった、と。  
「役人が恐れるのは、人事の影響を受けるのは自分だけではないと思うからです。真風の上司、その上の上司、部下、ひいてはトップの事務次官、大臣その人にも響く、と感じています。私もふるさと納税の時、総務省のある先輩から『君だけの問題じゃ済まなくなるからな』と言われました」  
——菅さんは「たたき上げの苦勞人」と言われる一方、「剛腕」のイメージもあります。  
「菅さんは人事でムチだけではない

## 立教大特任教授 平嶋彰英さん

1958年生まれ。81年に旧自治省入省。総務省自治税務局長の後、自治大学校長を最後に退官。専門は地方税財政制度の歴史的研究。

くアメも使う、と言われます。農水省や金融庁で、『番狂わせ』とされるトップ人事が官邸主導で行われたのはアメのケースでしょう。菅さんは、自分に微塵も従った人には人一倍の恩義を感じ、恩義に報いようとする。逆にもし抵抗すれば、干すという方だと思えます。これでは公正であるべき人事がネポティズム（縁故主義）になりかねません」  
——ネポティズム人事になると、どんな弊害が起きますか。  
「安倍政権で、各大臣の存在感が薄くなってしまうのは弊害の一つです。これは、各省庁の役人が自分の直の上司である大臣ではなく、官邸を見て仕事をしているからです。これでは本来の『政治主導』になっていません」  
——選挙で国民の負託を受けた政治家に官邸は従わなければならないのでは。  
「最終的には政治家に従うべきだと思います。私もふるさと納税では、最終的に菅さんの意向に従っていました。ですが、制度設計の過程でも、もし問題点や修正すべき点があると気付いたら、進言すべきではないでしょうか」  
「官邸の行動が求められるのは主権者の国民にマイナスとなりうる場合です。私がふるさと納税で菅さんに進言したのは、自治税務局長としての職責を果たしたかったからです。私は当時、がんから生還した直後でしたが、自分がここで責任逃れすれば、死ぬ時きつと後悔するだろうと思っていました」  
——菅さんがごたわる政策の根底には、新自由主義的な発想があると感じます。ふるさと納税は、菅さんの当初の「古里への恩返し」という説明と異なり、結果的に各自治体が返礼品の魅力を競い合うという、いびつな競争を招きました。総務省にハッパをかける携帯電話料金値下げも、地銀の統合再編も、事業者間の競争を促します。「オレだって秋田から上京し、競争を勝ち抜いてこまで来た」というご本人の来歴や自負が関係しているようにも思えます」  
——「苦勞人」の成功者だからこそ競争には肯定的だと。  
「競争を重視しすぎるあまり、弱者へのふるさと納税に感じられないようなふるさと納税は、特産品のない自治体もあること、一律控除で高額所得者が税務上の問題もありました。実際、自治体の現場では混乱が生じ、結果的に國を訴えた大阪・泉佐野市が勝訴する最高裁判決も6月に出了ました」  
——菅さんは総務放逐で「地方を大切に」する気持ちで私には流れている」と述べています。  
「菅さんは都市部の横浜市選出であり、最初から地方重視だったとは思いません。もし地方重視なら、地方交付税制度の重要性は存じのしですが、交付税の見直しを主張していません」  
「自治体間の財政力格差を平準化する交付税は、各自治体の収入見込み額と支出見込み額の差に依り、額が決まります。例えば自治体が多く企業を誘致し、自前で地方交付税を増やしても、そのぶん國からの地方交付税は減る仕組みです。菅さんは『競争して頑張った自治体が報われないこの制度はおかしい』と主張しておられました」  
——世論調査の「次の首相にふさわしいのは……」との質問で、菅さんは石破茂さんと岸田文雄さんを引き離しています。  
「ある政治学者が先日、安倍首相の今回の辞任劇は近衛文麿首相に似ている、と語っていた記事を読み、なるほどと思いました。安倍さんも、近衛さんも、名門で良家のお坊ちゃんイメージです。近衛の後の首相は東条英機です。東条は近衛とはタイプが異なり、陸軍出身でこわもて。強引な人事で軍や行政機構にはならみを利用せました。良家出身者からの反動で、剛腕で強権的な指導者が求められないなどという勘違いが広まらないか、私はそんな危機感を持っています」



追記撮影



# 「総理の息子」の引力

平成最初の竹下内閣から数えると、現在までに17人の首相が誕生し、その息子が娘で国会議員になった人は5人いる。

昨年末に羽田雄一郎参院議員が亡くなったため、今はおなじみの小泉進次郎環境相や小淵優子元経済産業相ら4人。ほとんどは父の引退か死去を受けての政界進出だが、家業を継ぐような議員の世襲にはやはり根強い批判がある。

菅義偉首相が2006年の総務相就任時に政務秘書官として連れてきた長男についても、省内では「後継者」と見る向きが多かった。その後、菅さんが「反世襲」を唱えるようになって跡取りコースはしぼむが、父の威光は民間に転じても存分に引き継がれた。

## 水説 sui-setsu

古賀 攻

これまで自らの責任を語り、直接的な菅批判は抑えてきたが、今回は自分だけの問題ではない。

「菅さんって小此木(彦三郎)通産相の政務秘書官をやったことで地歩を築いた人でしょ。大臣秘書官の効用を一番知っている。父が総理まで上り詰めた元秘書官から誘われたら断れませんか」

確かに首相は1980年代に大臣秘書官をやって政治のノウハウを学び、横浜市議に当選。親分の影響力を背負って早くも2期目には「影の横浜市長」と呼ばれるようになる。そのコツを長男に伝授しなかったとは考えにくい。

総務省の中でも放送行政に関わる旧郵政省系への接待はあまりに組織的だ。東北新社は長男の「引力」で何を得意としたのか。

地上波のテレビ局とは違い、衛星放送の場合は人工衛星を持つ事業

業者に免許が与えられ、東北新社のような放送事業者は役所から認定を受ける関係にある。衛星放送は動画配信サービスの台頭などで市場規模が縮小傾向にあり、業界は放送枠の拡大よりも衛星利用料の引き下げを求めてきた。

総務省の検討会「衛星放送の未来像に関するワーキンググループ」は昨年12月15日、「利用料金の低減」を後押しする報告書案をまとめている。この時期に接待が集中していたこととの関係は、厳正に解明されるべきだろう。

首相の「お友達」に官僚が付度したのでなく、首相の「分身」が役所の許認可を受ける側について食い込んでいたという意味では、モリ・カケ問題をしのぐ。どうも震が関の歴史的な不祥事になりそうな気がする。(専門編集委員)

2021.2.24

# 現農水次官ら「アキタ社」会食に同席

## 会食の主な出席者

	2018年10月4日	19年9月18日
アキタフーズ	秋田元代表	
政治家	吉川元農相 河井元法相	西川元内閣官房参与
農水省	枝元生産局長(現事務次官) 富田畜産部長 畜産振興課長 食肉鶏卵課長	水田生産局長 渡辺畜産部長 畜産企画課長 畜産振興課長 食肉鶏卵課長

野上浩太郎農相は十九日の閣議後記者会見で、農林水産省の枝元真徹事務次官ら省幹部が、贈収賄事件で在宅起訴された鶏卵生産大手アキタフーズグループの秋田善祺元代表(へも)と吉川貴盛元農相(も)との会食に同席していたと公表した。「会食の費用については、同席していた政治家の負担との認識だったと聞いている」と述べた。

## 「吉川元農相からお誘い」

国家公務員倫理法上の問題があれば、懲戒などの処分につながる可能性もある。同省が近く設置する第三者による検証委員会の判断も焦点となりそうだ。

野上氏によると、省幹部の同席を確認したのは「一九一九年九月十八日と一八年十月四日の二回。一九九年の会食には水田正和生産局長、渡辺毅畜産部長ら職員五人のほか、西川公也元内閣官房参与と元法相の河井克行被告「公選法違反罪で公判中」も同席。一八年の会食には当時生産局長だった枝元氏と畜産部長だった富田育徳氏ら職員四人が参加し、河井元法相も同席した。

枝元氏は十九日、記者団の取材に対し「元農相からお誘いいただいた」と述べた。会食の席では「何か具体的に政策的なことについて言われたことはなかった」と説明。会食費は「元農相に支払っていたのだと思う」とした。

農水省は十九日までに人事院の国家公務員倫理審査会に報告した。野上氏は記者会見で「会食に職員が参加すること自体は国家公務

員倫理法上で禁じられているものではない」との認識を示した。

ただ、会食の目的は不透明なまま。会食後に土産を受け取った職員もあり、国家公務員倫理審査会や検証委の厳しい対応も予想される。農水省が一部報道を受けて事実関係の確認を進めていた。今回確認した一回以外に省幹部が同席した会食がなかったかどうかは今後、調査する。

倫理規程に違反する疑いがある会食一覧（令和3年2月22日時点で確認できた事実関係）

整理番号	議員（現官職）	会食時の利害関係	会食時の官職	年月日	時間	場所	参加者	会食の種類	飲食単価	土産代	タクシー代	総額	費用負担者	備考
1	谷脇康彦（総務審議官）	○	総務審議官	令和2年10月7日	18:30頃～21:40頃	中央区日本橋人形町	二宮、三上、木田、菅	意見交換	¥47,151	¥6,048	¥7,920	¥118,439	東北新社	(R2.10.7分) 2/2、木田氏に確認の上、本人から東北新社宛、飲食代・土産代として47,200円、タクシー代7,920円を振込済
2		×	総合通信基盤局長	令和元年10月23日	18:30頃～	港区六本木	二宮、三上、木田、菅	懇親会	¥21,901	—	—		東北新社	
3			令和元年6月6日	18:30頃～	港区赤坂	三上、木田、菅	懇親会	¥11,127	—	—	東北新社			
4			平成30年10月9日	18:30頃～	千代田区九段北	二宮、木田、菅、他2名	懇親会	¥24,292	—	—	東北新社			
5	吉田眞人（総務審議官）	○	総務審議官 ※1	令和2年12月8日	19:30頃～21:00頃	港区六本木	木田、菅	懇親会	¥25,300	¥1,944	¥5,410	¥65,561	東北新社	(R2.12.8分) 2/2、木田氏に確認の上、本人から東北新社宛、飲食代25,300円、土産代1,944円、タクシー代5,410円を振込済
6			情報流通行政局長	令和2年1月24日	18:30頃～20:00頃	港区西麻布	木田、菅	新年会	¥5,427	—	—		東北新社	
7			大臣官房総括審議官 ※2	平成29年10月18日	18:30頃～20:00頃	中央区銀座	木田	懇親会	¥9,350	—	—		東北新社	
8			大臣官房審議官	平成28年12月14日	19:00頃～20:00頃	港区六本木	木田	忘年会	¥12,250	—	—		東北新社	
9				平成28年8月8日	18:30頃～20:00頃	港区六本木	木田、菅	暑気払い	¥5,980	—	—	東北新社	※1 情報流通行政局長から異動後3年以内 ※2 大臣官房審議官から異動後3年以内	
10	秋本芳雄（大臣官房付）	○	情報流通行政局長	令和2年12月10日	18:30頃～20:30頃	港区六本木	木田、菅	懇親会	¥19,984	¥2,000	¥3,060	¥103,276	東北新社	(R2.12.10分) 2/2、木田氏に確認の上、本人から東北新社宛、飲食代20,000円、土産代2,000円、タクシー代3,060円を振込済
11				令和2年7月30日	18:00頃～20:00頃	港区西麻布	木田、菅、他1名	暑気払い	¥16,998	—	¥3,320		東北新社	
12		×	総合通信基盤局電気通信事業部長	平成31年2月14日	19:00頃～21:00頃	港区三田	木田、菅、(津本)	新年会	¥5,616	—	—		東北新社	
13				平成30年11月29日	19:00頃～	港区南麻布	木田	忘年会	¥6,210	—	—		東北新社	
14				平成29年5月26日	18:30頃～20:00頃	港区六本木	木田、他1名	懇親会	¥23,750	—	—		東北新社	
15				平成28年11月28日	19:00頃～	港区六本木	木田、菅	忘年会	¥14,634	—	—		東北新社	
16				平成28年7月20日	19:00頃～	港区南麻布	木田、菅	懇親会	¥7,704	—	—		東北新社	
17	湯本博信（大臣官房付）	○	大臣官房審議官	令和2年12月14日	18:30頃～20:40頃	港区南麻布	木田、菅	忘年会	¥8,744	¥1,600	—	¥29,014	東北新社	(R2.12.14分) 2/2、木田氏に確認の上、本人から東北新社宛、飲食代8,750円、土産代1,600円を振込済
18			情報流通行政局長総務課長	令和元年11月27日	18:40頃～20:30頃	港区六本木	木田、菅	忘年会	¥13,054	—	—		東北新社	
19		×	情報流通行政局長放送政策課長	平成31年2月14日	19:00頃～21:00頃	港区三田	木田、菅、(秋本)	新年会	¥5,616	—	—		東北新社	
20	玉田摩人（大臣官房総務課長）	○	内閣官房内閣参事官 ※	平成31年1月23日	18:30頃～21:00頃	港区南麻布	木田	新年会	¥9,040	—	—	¥9,040	東北新社	※情報流通行政局長兼・地域放送課長から異動後3年以内
21	豊崎基輔（情報流通行政局長）	×	情報流通行政局長放送政策課長	令和元年11月28日	18:30頃～21:00頃	港区南麻布	木田	忘年会	¥11,000	—	—	¥21,950	東北新社	
22				令和元年8月1日	18:30頃～21:00頃	中央区銀座	木田	暑気払い	¥10,950	—	—		東北新社	
23	井嶋晃三（情報流通行政局長）	○	情報流通行政局長地上放送課長 ※	令和2年8月12日	18:30頃～	港区六本木	木田	暑気払い	¥21,120	—	—	¥60,583	東北新社	※情報流通行政局長兼・地域放送課長から異動後3年以内
24				令和元年12月19日	18:30頃～	文京区湯島	木田、菅、(吉田恭)	忘年会	¥7,500	—	—		東北新社	
25				令和元年8月30日	18:30頃～	港区南青山	三上、菅、(吉田恭)	懇親・情報交換	¥10,000	—	—		東北新社	
26				令和元年8月27日	18:30頃～	港区六本木	木田	暑気払い	¥13,200	—	—		東北新社	
27			情報流通行政局長兼・地域放送課長	平成31年2月6日	18:30頃～	港区西麻布	木田	新年会	¥8,763	—	—		東北新社	
28	吉田恭子（情報流通行政局長兼・地域放送課長）	○	情報流通行政局長兼・地域放送課長	令和2年8月5日	18:30頃～	港区南麻布	三上	情報交換	¥23,735	—	—	¥62,517	東北新社	
29				令和元年12月19日	18:30頃～	文京区湯島	木田、菅、(井嶋)	忘年会	¥7,500	—	—		東北新社	
30				令和元年11月29日	19:00頃～	港区南麻布	三上、他1名、(職員)	懇親会	¥13,998	—	—		東北新社	
31				令和元年9月3日	18:30頃～	港区南麻布	木田、(職員)	暑気払い	¥7,284	—	—		東北新社	
32				令和元年8月30日	18:30頃～	港区南青山	三上、菅、(井嶋)	懇親・情報交換	¥10,000	—	—		東北新社	
33	課長級職員（大臣官房付）	×	(情報流通行政局)	平成30年9月19日	21:00頃～	中央区日本橋兜町	三上、他4名	合同懇親会後の2次会	¥7,582	—	—	¥7,582	東北新社	
34	三島由佳（情報流通行政局長兼・情報通信作品振興課長）	○	情報流通行政局長兼・情報通信作品振興課長 ※	令和元年8月22日	18:30頃～20:30頃	中央区銀座	木田、他1名	暑気払い	¥16,632	—	—	¥16,632	東北新社	※情報流通行政局長兼・地域放送課長兼・情報通信作品振興課長から異動後3年以内
35	奈良俊哉（内閣官房内閣審議官）	○	大臣官房総括審議官 ※	令和元年12月17日	18:30頃～20:30頃	港区南麻布	木田、菅	忘年会	¥11,000	—	—	¥18,128	東北新社	※大臣官房審議官から異動後3年以内
36			大臣官房審議官	平成30年12月12日	18:30頃～20:30頃	港区南麻布	木田	忘年会	¥7,128	—	—		東北新社	
37	課長補佐級職員（出向中）	○	(情報流通行政局)	令和元年11月29日	19:00頃～21:00頃	港区南麻布	三上、他1名、(吉田恭)	懇親会	¥13,998	—	—	¥21,282	東北新社	
38				令和元年9月3日	18:30頃～21:30頃	港区南麻布	木田、(吉田恭)	暑気払い	¥7,284	—	—		東北新社	

○過去に就いていた官職の利害関係者も、その者がその官職にとって引き続き利害関係者である場合は、異動後3年間は利害関係者となるため、会食時の官職は必ずしも東北新社と利害関係とはならない。

○網掛けは、これまでの国会審議の過程で報告済みの事実関係。

○会食当日の本人による自己負担分の有無等については、引き続き最終的な精査を行っている。

○参加者側の二宮、三上、木田、菅は現在、それぞれ東北新社の二宮清隆・代表取締役社長、三上義之・取締役執行役員（株式会社囲碁将棋チャンネル取締役、株式会社スター・チャンネル取締役を兼務）、木田由紀夫・執行役員（株式会社東北新社メディアサービス代表取締役社長、株式会社スター・チャンネル監査役を兼務）、菅正剛・メディア事業部長兼・エンタメコミュニティ統括部長（株式会社囲碁将棋チャンネル取締役を兼務）の各氏を指す。

パネル写し

出所：総務省資料

## 国家公務員倫理規程違反に関する関係者の処分等について

総務省は、国家公務員倫理規程（以下、「倫理規程」という。）に違反する疑いがある職員に関して、職員・関係者への聞きとり調査、書類の確認等の調査を実施しました。その結果、利害関係者から供応接待等を受けていたことが発覚しました。

この調査結果について、国家公務員倫理審査会（以下、「審査会」という。）に対し報告を行うとともに、懲戒処分の承認申請を行い、本日、懲戒処分に係る審査会の承認を得ましたので、下記のとおり、職員に対する処分等を実施しました。

## 記

## 1 被処分者及び処分等の種類

	被処分者	処分等の種類
1	総務審議官（郵政・通信担当） 谷脇 康彦	減給3月10分の2
2	総務審議官（国際担当） 吉田 真人	減給3月10分の2
3	大臣官房付 秋本 芳徳	減給3月10分の1
4	大臣官房付 湯本 博信	減給1月10分の1
5	情報流通行政局衛星・地域放送課長 吉田 恭子	減給1月10分の1
6	情報流通行政局放送政策課長 井幡 晃三	減給1月10分の1
7	（出向中）内閣官房内閣審議官 奈良 俊哉	減給1月10分の1
8	大臣官房総務課長 玉田 康人	戒告
9	情報流通行政局情報通信政策課長 豊嶋 基輔	戒告
10	情報流通行政局情報通信作品振興課長 三島 由佳	訓告
11	（出向中）課長補佐級職員	訓告相当

※7及び11については、処分等は出向先において実施。

## 2 処分発令日

令和3年2月24日（水）

## 3 事案の概要及び処分等の理由

別紙のとおり。

## 4 その他

- 武田良太総務大臣は、大臣給与3か月分の自主返納を行う。
- 倫理監督官である黒田武一郎総務事務次官に対しては、厳重注意を行う。

## （別紙）事案の概要及び処分等の理由

- 谷脇 康彦（倫理規程第3条第1項第1号、第6号、第5条第1項違反）  
令和2年10月7日、利害関係がある事業者から、手土産（約6,000円）及びタクシーチケット（約8,000円）を受領したほか、供応接待を1件（約47,000円）受けた。さらに、平成30年10月9日から令和元年10月23日までの間、同事業者と利害関係がない期間において、同事業者から、供応接待を3件（約57,000円）受けた。  
※部下職員の倫理規程違反に係る監督責任も含む。
- 井幡 晃三（倫理規程第3条第1項第6号違反）  
平成31年2月6日から令和2年8月12日までの間、利害関係がある事業者から、供応接待を最大で5件（最大で約61,000円）受けた。
- 奈良 俊哉（倫理規程第3条第1項第6号違反）  
平成30年12月12日及び令和元年12月17日、利害関係がある事業者から、供応接待を2件（約18,000円）受けた。
- 玉田 康人（倫理規程第3条第1項第6号違反）  
平成31年1月23日、利害関係がある事業者から、供応接待を1件（最大で約9,000円）受けた。
- 豊嶋 基輔（倫理規程第5条第1項違反）  
令和元年8月1日及び同年11月28日、利害関係がない事業者から、供応接待を2件（約22,000円）受けた。
- 三島 由佳（倫理規程第3条第1項第6号違反）  
令和元年8月22日、利害関係がある事業者から、供応接待を1件（約8,000円（自己負担相当額（約17,000円）と支払額（8,400円）の差額））受けた。
- 課長補佐級職員（倫理規程第3条第1項第6号違反）  
令和元年9月3日及び同年11月29日、利害関係がある事業者から、供応接待を2件（約21,000円）受けた。
- 吉田 真人（倫理規程第3条第1項第1号、第6号違反）  
令和2年12月8日、利害関係がある事業者から、手土産（約2,000円）及びタクシーチケット（約5,000円）を受領した。さらに、平成28年8月8日から令和2年12月8日までの間、同事業者から、供応接待を5件（約58,000円）受けた。  
※部下職員の倫理規程違反に係る監督責任も含む。
- 秋本 芳徳（倫理規程第3条第1項第1号、第6号、第5条第1項違反）  
令和2年7月30日及び同年12月10日、利害関係がある事業者から、手土産（2,000円）及びタクシーチケット（2件、約6,000円）を受領したほか、供応接待を2件（約27,000円（自己負担相当額（2件、約37,000円）と支払額（1件、10,000円）の差額））受けた。さらに、平成28年7月20日から平成31年2月14日までの間、同事業者と利害関係がない期間において、同事業者から、供応接待を5件（約29,000円（自己負担相当額（5件、約58,000円）と支払額（5件、29,000円）の差額））受けた。  
※部下職員の倫理規程違反に係る監督責任も含む。
- 湯本 博信（倫理規程第3条第1項第1号、第6号違反）  
令和2年12月14日、利害関係がある事業者から、手土産（1,600円）を受領した。さらに、令和元年11月27日及び令和2年12月14日、同事業者から、供応接待を2件（最大で約22,000円）受けた。
- 吉田 恭子（倫理規程第3条第1項第6号違反）  
令和元年8月30日から令和2年8月5日までの間、利害関係がある事業者から、供応接待を5件（約63,000円）受けた。  
※部下職員の倫理規程違反に係る監督責任も含む。

出所:総務省資料

国家公務員倫理規程違反に関する関係者の処分等について

農林水産省は、国家公務員倫理規程（以下「倫理規程」という。）に違反する疑いがある職員に関して、職員・関係者への聞き取り、書類の確認等の調査を実施しました。その結果、利害関係者から供応接待を受けていたことが判明しました。この調査結果について、国家公務員倫理審査会（以下「審査会」という。）に対し報告を行うとともに、懲戒処分承認申請を行い、本日、懲戒処分に係る審査会の承認を得ましたので、下記のとおり、職員に対する処分等を実施しました。

1. 被処分者及び処分等の種類

被処分者	処分等の種類
1 事務次官 枝元 真徹	減給1月10分の1
2 生産局長 水田 正和	減給1月10分の1
3 大臣官房審議官 伏見 啓二	減給1月10分の1
4 生産局畜産部長 渡邊 毅	戒告
5 経営局農地政策課長 望月 健司	戒告
6 生産局畜産部畜産振興課長 犬飼 史郎	訓告

2. 処分発令日

令和3年2月25日（木）

3. 事案の概要及び処分の理由

（別紙）のとおり。

4. 再発防止策

農林水産省は、今後類似の事案を発生させないため、以下の取組を行い、再発防止の徹底を図ります。

- 省独自の新たなルールとして、政治家及び利害関係者が同席する会食に職員が参加する場合には、費用の金額や費用を誰が負担したのかの如何を問わず、大臣及び倫理監督官に届出を行わせることとします。
- 大臣から全職員に公務員倫理の遵守を徹底するよう文書等で強力に指導するとともに、全幹部職員を対象に倫理に関する研修会を開催します。
- 畜産関係団体に倫理規程等について周知・徹底を行います。

5. その他

野上浩太郎農林水産大臣は、大臣給与1か月分の自主返納を行います。

（別紙）事案の概要及び処分の理由

下記職員は、吉川元大臣からの招きを受け、政治家及び利害関係がある事業者と共に飲食をした際、費用は政治家が負担するものと考えて自己の費用を負担しなかったが、今般の調査において、会食に係る費用を利害関係がある事業者が負担していたことが判明した。

- 枝元真徹（倫理規程第3条第1項第6号及び国家公務員法第99条違反）  
平成30年10月4日に、利害関係がある事業者から約22,000円について飲食の供応を受けた。  
※部下職員の倫理規程違反に係る監督責任も含む。
- 水田正和（倫理規程第3条第1項第6号及び国家公務員法第99条違反）  
令和元年9月18日に、利害関係がある事業者から約23,000円について飲食の供応を受けた。  
※部下職員の倫理規程違反に係る監督責任も含む。
- 伏見啓二（倫理規程第3条第1項第6号及び国家公務員法第99条違反）  
平成30年10月4日及び令和元年9月18日に、利害関係がある事業者から2回約45,000円について飲食の供応を受けた。
- 渡邊毅（倫理規程第3条第1項第6号及び国家公務員法第99条違反）  
令和元年9月18日に、利害関係がある事業者から約23,000円について飲食の供応を受けた。  
※部下職員の倫理規程違反に係る監督責任も含む。
- 望月健司（倫理規程第3条第1項第6号及び国家公務員法第99条違反）  
平成30年10月4日及び令和元年9月18日に、利害関係がある事業者から2回約45,000円について飲食の供応を受けた。
- 犬飼史郎（倫理規程第3条第1項第6号及び国家公務員法第99条違反）  
令和元年9月18日に、利害関係がある事業者から約23,000円について飲食の供応を受けた。

※ 上記金額については、それぞれ当該利害関係がある事業者に返金済。